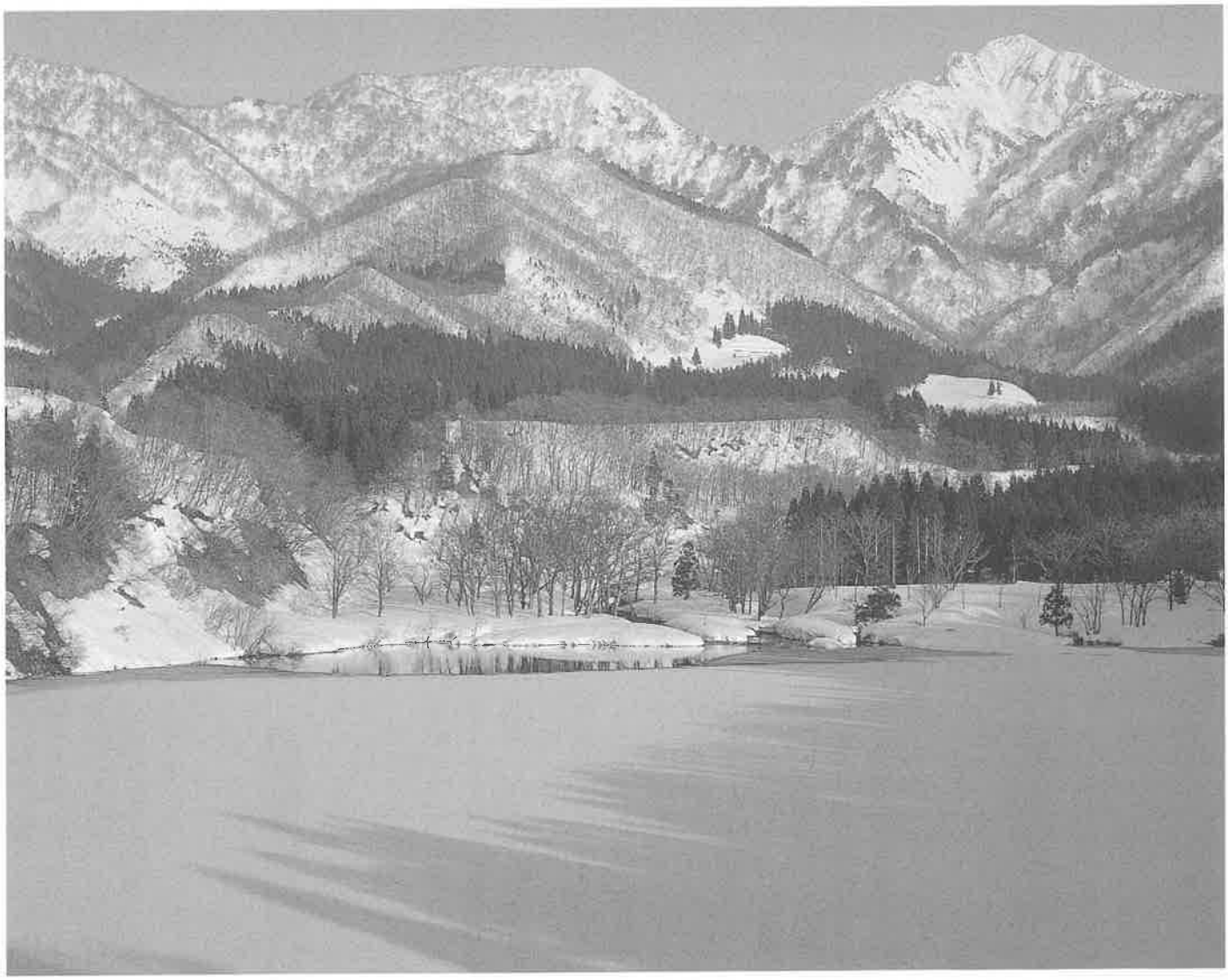
平成11年1月17日　第1251号　発行：湯沢町役場

広報 ゆざわ

わたしたちのねがい

湯沢町町民憲章

美しい自然につつまれた雪のまち湯沢
清らかな愛情あふれるまち
すこやかな活力みなぎるまち
さわやかな誰もが訪れたいまち
みんなで力をあわせ
豊かで明るく住みよい
文化の香り高いまちをつくりましょう



12月になかなか雪が降らず、今年も昨年同様雪のない正月になるかと思われましたが、30日から4日まで断続的に雪が降りました。年末年始のスキー客数はどうだったでしょうか。

3日と4日には、久しぶりに国道17号が大渋滞となりました。渋滞を予測できず、3日の午後に六日町に出かけた私は、湯沢に帰って来るのに2時間近くもかかってしまいました。交通渋滞なんてない方がいいに決まっていると思いますが、飲食店はそうでもなく、渋滞時間を避けようとするお客さんで、大繁盛するところもあるそうです。

さて、7日からまた雪が降り続き、今(11日)も猛烈に雪が降っています。積雪も185センチメートル(役場地点)に達しました。ちょっと降り過ぎの感もありますが、除雪作業中の事故等には十分注意をしてください。

考えてみよう 清津川ダムのこと

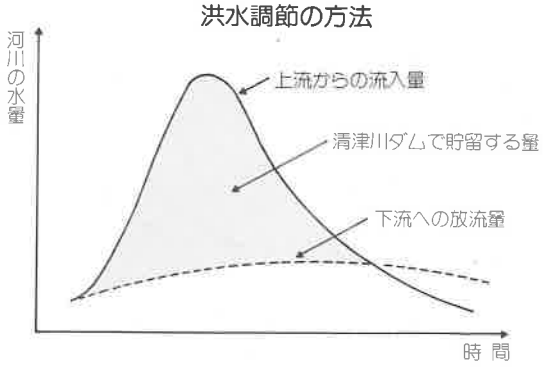
清津川ダム…。建設予定地の三俣地区の住民の方々には非常に身近な大問題ですが、皆さんにとってはどうでしょうか。平成9年10月に地元三俣地区が実施計画調査の全面受け入れを決めたことで、ダム問題が動き出そうとしています。私たちも湯沢町の住民の一人として、ダム問題について改めて考えてみたいものです。

ダムはなぜ必要か

洪水から守るために

信濃川はこれまで幾多の洪水を繰り返しています。そこで昭和49年3月に「信濃川水系工事実施基本計画」が改定され、150年に1回の確率で発生する降雨による洪水規模を想定し、上流のダム群により流量を調節することとしました。清津川ダムはこの上流ダム群の中に位置付けられています。ダム上流域に降った雨を洪水時に一時的に貯留することにより、下流のピーク流量を減少させて、洪水被害を防止します。

洪水調節の方法



豊かな川の創造のために

信濃川は、年間総流量が約150億立方メートルと日本一多い川です。その豊かな水は発電、農業用水、水道用水、工業用水などに利用されています。ところが、現在では安定して取水できる限度を超えて利用されている状況です。平成2年、6年と近年渇水が多発していますが、清津川と信濃川が本来持っている機能を維持することと安定した水利用のためには、清津川ダムから河川に水を補給する必要があります。

計画されているダム

清津川ダムの経緯と現状

清津川ダムは、三俣地内・清津峡鹿飛橋の上流約200メートル付近に信濃川総合開発の一環として計画されています。高さ約150メートル、集水面積約193平方キロメートル、総貯水量約1億7,000万立方メートル（有効貯水量約1億6,000万立方メートル）の重力式コンクリートダムです。洪水調節、流水の正常な機能の維持、かんがい用水及び都市用水供給などを目的とする多目的ダムです。

ダム建設は、予備調査→実施計画調査→ダム建設の順に進められます。清津川ダムは、昭和41年から予備調査が始められました。昭和46年に初めて地元にダム計画が説明され、ダムサイト地点でのボーリング調査を中心とした現地調査への協力申し入れが行われました。

当時三俣には「みつまた高原スキー場」が開設され、将来の発展に大きな期待が寄せられた時期でした。地域住民は発表された「ダム計画」に戸惑いながらも、議論を重ねた結果、「調査を行うことには反対しない」との結論に達したのでした。

三俣では、ダム問題に対応するため、昭和47年に清津川ダム対策協議会を設立。「将来の発展が保障できる生活再建案」を求めるなど話し合いの窓口としての機能を発揮して、現在に至っています。

国は、昭和59年度に実施計画調査に入り、建設省清津川ダム調査事務所を設置しました。このとき、当時の町長、県知事、北陸地方建設局長の間で「生活再建計画の検討を最優先する」という覚書が交わされ、以来水没者の移転地を

ダム予定地周辺



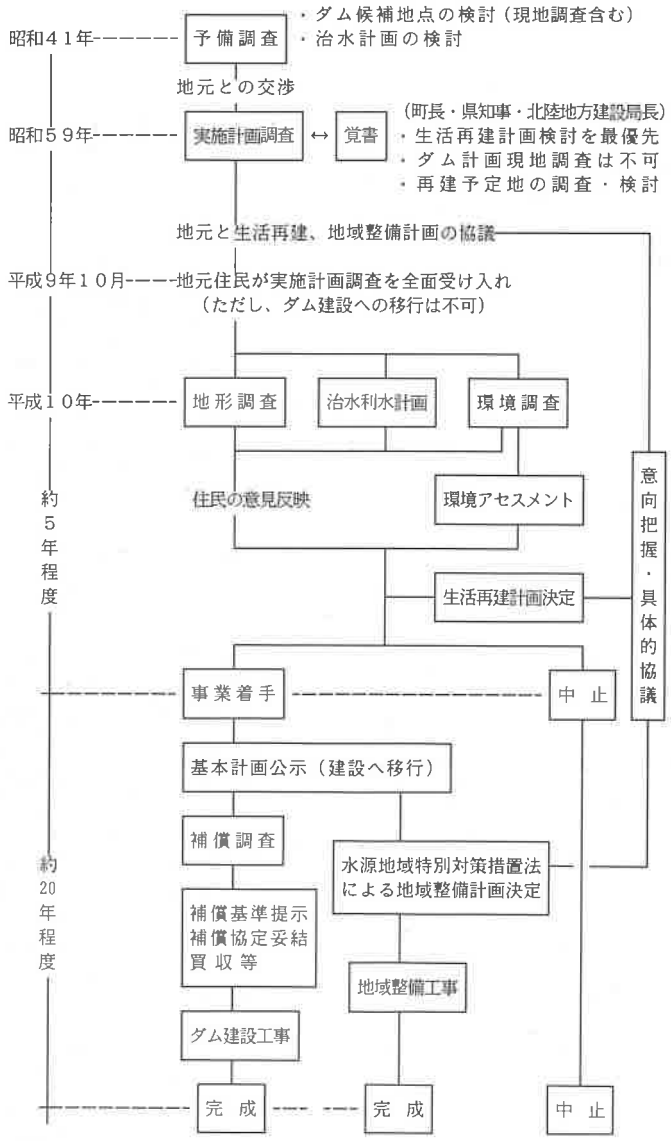
中心とした生活再建案づくりを進めてきました。平成9年10月に地元住民が実施計画調査の全面受け入れを決定（ただし、ダム建設への移行は未了解。）したことから、平成10年度からは環境影響評価（環境アセス）のための猛禽類調査やダムサイト地点の地形図作成の為の調査等を進めています。また新潟県は水源地を含めた地域振興のための地域整備計画案の策定作業を進めています。

現在は平成8年に国と県から提示された生活再建のための措置（注①）案及び水源地域整備計画（注②）案をより地元の要望に近いものとするべく協議会による検討が継続して行われています。今後5年程度を目標に事業着手または中止の結論を出す方向ですが、仮に事業着手が決定されてもダム建設には20年程度を要するため、長引くダム問題の早期解決に向けて努力が続けられているところです。

注①**生活再建のための措置**
　水源地域対策特別措置法第8条に基づき、ダム建設により生活の基礎を失う人々の宅地や農地などの土地の取得、住宅や店舗等の取得、職業紹介や訓練、住環境整備等について措置すること。

注②**水源地域整備計画**
　水源地域対策特別措置法第5条に基づき、水源地域の著しい変化による影響を緩和するため、土地改良・治山・治水・道路・簡水・下水・義務教育施設・診療所等の施設のうち必要と認められる事業について定めるもの。知事が計画案を作成し、総理大臣が決定する。

清津川ダム事業の流れ



ダム問題の早期解決を

湯沢町長　村山　隆征



30年の長期に渡り地元三俣の方々を悩ませ続けてきた清津川ダム問題は今、公共事業をめぐる厳しい状況におかれています。

全国各地で休止、中止となるダム事業が公表される中、清津川ダム計画についても「公共事業再評価システム」により事業の効率性、透明性の向上を図るための検討作業が進められ、「北陸地方建設局の再評価対応方針は妥当」との事業評価監視委員会の結論が出されました。しかし、ダム建設計画は地元三俣の方々が誘致したわけでも、湯沢町が建設をお願いしたわけでもありません。「30年間悩ませ続けたが、結果が出ないまま中止になりました。」などという結論になってはいけませんし、ならぬよう今後も努力していきたいと思います。

幸いにも、地元協議会より実施計画調査の全面実施への了解を得ることができました。さらに平成11年度から実施計画調査費の予算が1億円増額されるとの内示があったと聞いております。ぜひ地域活性化に結びつく再建計画案が早期に策定されるよう期待をしているところです。

ダムが建設されると、旧三俣村のほぼ全戸が水没移転を余儀なくされ、生活基盤の全てを失います。同時にこれまで育んできた地域コミュニティーそのものも崩壊してしまうという大きな犠牲を伴います。水没予定者への配慮からとはいえ、これまでは町全体への広報活動が不十分だったようです。今後は情報提供に力を注いでいきますので、町民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。また、問題の早期解決には「話し合い」こそが唯一有効な手段であり、地元の方々には話し合いの場を数多く提供して参りたいと思っています。より多くの皆さんの参加と積極的な発言をお願いいたします。

清津川ダム関連行政機関

名称		所在地
国	**建設省北陸地方建設局 清津川ダム調査事務所**	大字神立211番地（石白） TEL 85 － 5041
県	**新潟県企画調整部交通・資源対策課 清津川ダム駐在所**	湯沢4丁目2番地7（一之町） TEL 85 － 5365
町	**湯沢町清津川ダム対策室**	大字神立300番地（役場2階） TEL 84 － 4788

清津川ダムに関連する組織

名称	目的	構成
清津川ダム対策協議会 （昭和47年12月5日設立）	ダム建設に関連する諸問題の検討を行い、対策を講ずるとともに必要に応じて調査研究をし、関係機関と折衝を行う。	三俣地区民 （戸数100）
清津川ダム対策特別委員会 （昭和54年9月29日設置）	地元協議の円滑化を図る。	湯沢町議会議員8名
清津川ダム対策連絡協議会 （昭和50年6月6日設立）	水没予定住民の生活再建計画及び関係地域市町村の開発計画・自然環境等についての調査研究と関係機関との協議・連絡を図り、その対策を樹立し、ダム計画の円滑な推進を図る。	湯沢町、津南町、中里村、川西町、十日町市の市町村長、議長、主務委員長16名
信濃川水系清津川ダム利水市町村協議会 （平成2年12月4日設立）	ダム建設を促進するため、水源地域の実情についての理解を深め、その振興対策に協力する。	新潟県内信濃川水系周辺市町村長46名
清津川多目的ダム対策委員会 （昭和58年12月設立）	周辺地域整備及び清津峡環境保全に関する事項を検討する。	中里村議会議員及び有識者

ダム問題解決に向けて

清津川ダム対策協議会長　樋口　健



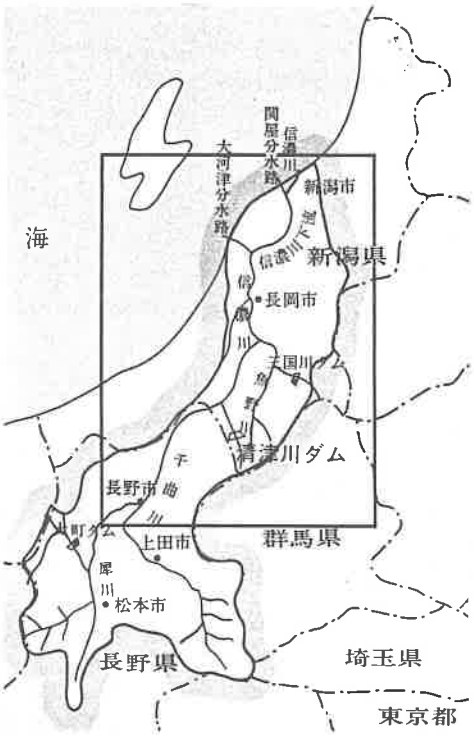
清津川ダム問題が、国県から地元三俣に投げ込まれてから30年が過ぎようとしています。私が中学生になったかならないかの頃からですから、長い長い年月を費やしていることになります。

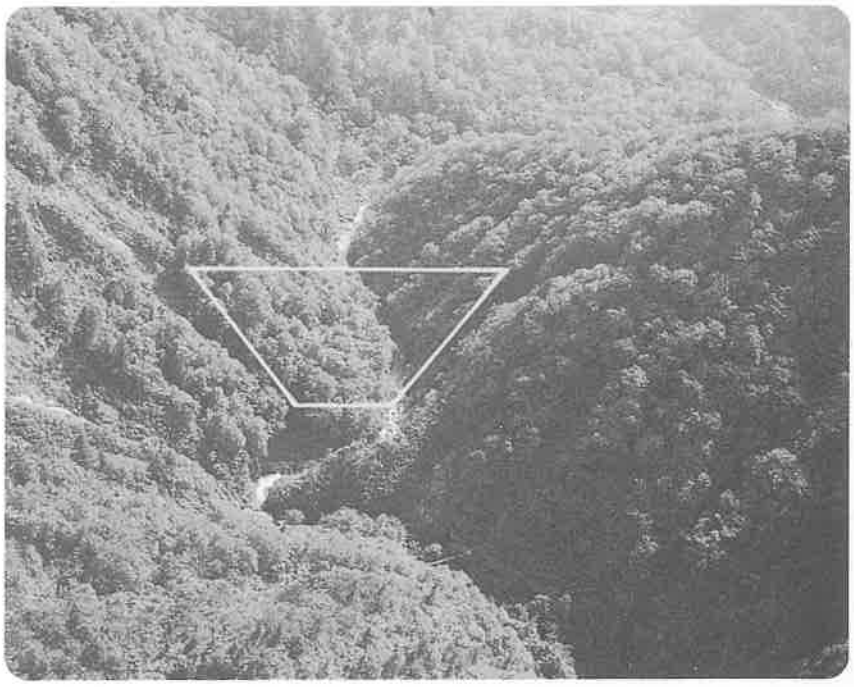
私自身、清津川ダム問題をこれ以上長引かせてはいけないと思っています。私の親の代から引き継いだダム問題を、私の子どもの代に引き継がせるわけにはいきません。

平成8年11月に北陸地方建設局から生活再建計画案、新潟県から地域整備計画案の両素案が提示され、地元として「両素案をたたき台として検討する。」との回答書を提出しました。また平成9年10月には、それまで一方通行だった「実施計画調査」の問題についても、湯沢町の協力を得て地元説明会を数回に分けて実施、意見の集約を行って「実施計画調査」の受け入れに同意しました。その後、地元の委員会、検討部会等で両素案の検討を行い、現在に至っています。

世論による公共事業の見直し等で、今まで以上に目の前のものが見えにくくなってきている現状において、清津川ダム問題に対する私たちの不安感はますます増大しています。この問題は、地元三俣の人々にとって最大の問題であると同時に、湯沢町にとっても今後の最重要課題であると考えます。問題が長引いた原因についても、国県や町の責任だけでなく私たち当事者にも責任があったと思っています。

早く問題を解決するためには、地元住民の積極的な協力と町民の皆さんのこれまで以上のご理解を賜らなければならないと思っています。今後ともご理解とご協力をお願いいたします。





下流から見たダム予定地

実施計画調査の全面受け入れを決めたとはいえ、統一された結論が出たわけではありません。三俣地区の住民の方々の思いは複雑ですし、自分たちの住み慣れた場所や見慣れた自然の風景がダムの底に沈むかも知れないとなれば、当然のことでしょう。

ダム計画に対しては、人によって様々な受け止め方があると思いますが、私たちはダム問題が三俣地区だけの問題ではないということをもう一度再確認しなければなりません。

準備中です
地域振興券交付事業

若い親の子育てを支援し、あるいは老齢福祉年金等の受給者や所得の低い高齢者層の経済的負担を軽減することにより、個人消費の喚起と地域経済の活性化を図るために地域振興券が交付されます。

町では、3月に地域振興券の交付が開始できるように振興券の印刷、引き換え申請券の作成、交付対象者のリストアップ、取扱う民間事業者の募集・登録などの作業を進めていきます。

交付対象者は？

平成11年1月1日（＝基準日）において、以下の要件のいずれかに該当する人です。

①15歳以下（昭和58年1月2日以降生まれ）の児童が属する世帯の世帯主。

②老齢福祉年金等の受給者。（基準日における年齢が15歳以下の人を除く。）ただし、一部非課税要件があります。

③社会福祉施設への措置入所者。

④65歳以上の人（昭和9年1月1日以前生まれ）で、平成10年度分の町民税所得割が課税されていない人（他の人の扶養になっている場合は、その人に町民税所得割が課税されていないこと。）で、かつ身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要としている人。ただし、基準日において継続して3ヶ月を超えて病院や老人保健施設に入院又は入所している人は除きます。

⑤65歳以上の人（昭和9年1月1日以前生まれ）で、平成10年度分の個人の町民税が課税されていない人。（他の人の扶養になっている場合は、その人に個人の町民税が課税されていないこと。）

※臨時福祉特別給付金の支給を受けた方は、特別の事情（所得の更正等）がない限り、今回も対象になります。

交付額は？

一人当たり2万円（額面1，000円×20枚）です。

使い方等は？

消費税を含む代金の支払いに利用できますが、額面以下の買い物に使用した場合には釣り銭は支払われません。

使用期間は交付開始日から6ヶ月間と定められています。

使用できる範囲は、湯沢町内の小売店、飲食店のほか、洗濯・理容・旅館・医療等の各種サービス業、運輸通信業（旅行業含む）など幅広く対象となります。ただし、国や地方公共団体への支払い（水道料金、公営ギャンブル、宝くじ等）や公共サービスの対価に準ずる電気料金、ガス料金、NHK受信料等は対象としません。



地域振興券の交付の方法、特定事業者の登録等については、次回の広報でお知らせします。地域振興券に関するお問い合わせは、企画調整課（TEL84・2212）へどうぞ。

暮らしの税金Diary 日記

1　月

【財産分与と税金①――財産分与を受けたら】

男女の間には、いろいろなドラマが展開されます。寄り添うときもあれば離れるときもあります。なかでも別れのシーンは、財産や子どものこともあるだけに、寄り添うときの甘く美しい世界とはだいぶ違うようです。



OL三年目のゆめ子さん

離婚の財産分与には贈与税はかからない

人から年間60万円を超える財産をもらったとき、もらった人に対して贈与税がかかります。しかし、離婚に伴う財産の分与として行われる贈与には、税金はかかりません。

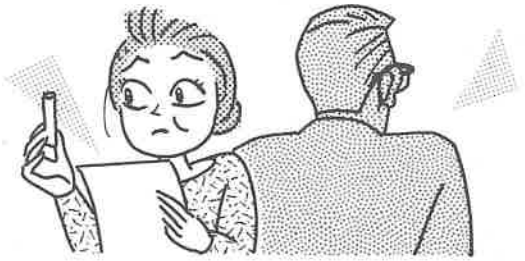
■夫婦財産の精算

「財産分与」とは簡単にいえば、夫婦財産の精算のことです。夫婦の実質的な共有財産を分割するという民法で定められた制度です。

財産分与として受けた額が、結婚生活のなかで、夫婦がお互いに協力して築いた財産で、その財産の形成に自分が貢献した範囲ならば、自分の持ち分を受け取るのですから、課税の対象にならないわけです。

なお、財産分与というときは一般的に、慰謝料や養育費も含まれ、また、慰謝料というときも、財産分与や教育費も含んだ意味で使われているようです。しかし、これらは全く別のものです。

長年、生活を共にしてきた二人が別れるのですから、財産を分け合うにもすんなりといかないかもしれません。しかし、今後の生活のためにもしっかり当たらなければならない、夫婦最後の共同作業ではないでしょうか。



財産分与でも、贈与税がかかる場合もあります。財産分与の額が不相当に高いときや税金逃れのために仮装離婚したときで、高額やごまかしはダメということです。また、子どもの養育費を一時金としてまとめてもらった場合にも、税金がかかることがあります。

▷ 保育所からお知らせ ◁

一時保育制度をご利用ください

一時保育は、保護者の方のけがや病気・仕事の都合など緊急の場合に、一時的にお子さんをお預かりする制度です。保育所改修工事のために休止していましたが、1月4日より再開しました。

【実施保育所】　浅貝保育所・中央保育所
【保育時間】　月～金曜日、午前8時30分～午後4時30分
【対象児童】　1歳8ヶ月～小学校就学前（浅貝保育所）・1歳～小学校就学前（中央保育所）
【申込】　浅貝または中央保育所に直接お申し込みください。
【問い合わせ】　福祉保健課保育係TEL 84－3001・浅貝保育所TEL 89－2110・中央保育所TEL 84－2071

中央保育所内に「子育て支援センター」の部屋ができました

＜子育て支援センターが実施している主な事業＞

『育児相談』
子育てに関する悩み等について、いっしょに考えましょう。
【日時】
毎週月～金曜日、午前9時～午後5時
電話での相談もお受けしています。（秘密は厳守します。）　TEL 80－6163

『フロアー開放』
0～2歳児とその親を対象に、支援センターのフロアーを開放します。身長や体重測定もできます。

『子育て広場』
各保育所で行っています。対象は2歳児とその親で、お母さん方の交流の場にもなりますので、心にゆとりが生まれます。

魚野川の清流を取り戻すため放流を開始

発電用水の取水により、流水量が極めて少なかった土樽地区の魚野川上流に、昨年の12月4日から水が流されるようになりました。本来の川らしい姿がよみがえります。



毛渡沢取水ダムは毎秒0．073㎥を放流

流水が乏しかった理由

ダム水路式の発電では、河川上流のダムで取水した水を落差の得られる下流へトンネルで送って発電した後、河川へ放流します。このため、上流の取水ダムから発電所放水口までの間は、流水の乏しい川となってしまいます。

東京発電の土樽発電所では、魚野川上流で最大毎秒5．5立方メートルを取水しています。このため、雨量の少ない時期は、川にほとんど水がない状態でした。湯沢町では、町議会が意見書を採択するなどして、水の減った区間の流量を増やすよう要望してきました。

発電水利権の更新が契機

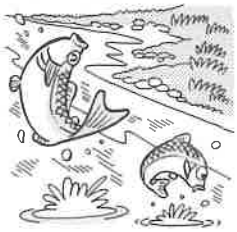
現在、国は「河川管理上支障



流水量の増えた万太郎谷の渓流

の著しい既許可の発電水利使用等については、発電電力量への影響を配慮しつつ、その更新時に発電取水口等から下流に河川の維持に必要な一定の流量を確保する。」として、水の少ない河川の見直しを進めています。

今回の放流開始は、東京発電土樽発電所の発電水利権が30年ぶりに更新されることに伴うものです。



放流される水量は？

発電電力量を保ちながら、2ヶ所の取水ダムから河川を維持するために必要な水量を放流します。放流される水量は、万太郎谷取水ダムが毎秒0．079立方メートル、毛渡沢取水ダムが毎秒0．073立方メートルです。これにより、各取水ダム下流の計6．5キロメートルの間が河川らしい姿を取り戻すことになります。春になれば、きっとその姿を見ることができるでしょう。

美しい川は、人々の心に潤いを与えてくれる湯沢町の財産です。いつまでも大事にしていきたいものですね。

風景画入りの通信印が使われます

三俣郵便局

三俣郵便局では、20日から風景画入りの通信日付印の使用を開始します。

これは、地域における名所や史跡等の図案を通信日付印に入れたもので、お客様のご希望により、郵便の引き受けや記念押印の際に使用するものです。大きさは直径36ミリメートルで、上信越高原国立公園「苗場山」と日本三大渓谷「清津峡」を図案化しています。

三俣郵便局においでの際は、ご用命ください。







名前　ディーン（ゴールデンレトリバー、オス、8ヶ月）
住所　湯沢町中里・原澤幸雄さん方
特技　自分でリード（綱）をくわえて散歩すること。

動物も湯沢の住民の一人（一匹？）です。あなたの大切な家族の一員をみんなに紹介してください。ペットなら何でもOKです。お電話（TEL84・3451）くだされば、写真を撮りに伺います。

“県からのお知らせ”

ゆめ・わざ・ものづくり支援補助金

新潟県での新しい事業展開や有望な産業分野への進出を応援するため、中小企業者等が行う新技術開発や新商品開発などの経費の一部を補助します。

【内容】

◎ゆめづくり支援補助金
（募集件数7件程度）
事業ニーズを新たな事業展開に結びつけるための準備段階（企画・調査・立案及び事業可能性調査）に要する経費の一部を補助します。
補助金額　50～100万円
補助率　2分の1以内

◎わざづくり支援補助金
（募集件数18件程度）
従来になかった新しい技術の研究開発に要する経費の一部を補助します。
補助金額　300～2，000万円
補助率　3分の2以内

◎ものづくり支援補助金
（募集件数4件程度）
独自の技術やアイデアなど今までにない画期的商品を開発し、新規市場の創出や新たな事業展開を図る場合の商品開発（試作）に関する経費の一部を補助します。
補助金額　100～300万円
補助率　2分の1以内

【対象】
中小企業基本法第2条に規定する中小企業者又は法人格を有する中小企業の団体

【募集期間】
2月15日（月）まで

【問い合わせ】
新潟県商工労働部新産業振興課　育成支援係
TEL025・285・5511内線2781・2782



屋外広告物講習会

屋外広告業を営む場合、屋外広告物講習会修了者等の設置が必要です。次のとおり講習会を行いますので、受講してください。

【日時】
2月5日（金）
午前9時20分～午後5時
（午前9時から受付）

【場所】
新潟県庁西回廊2階「講堂」

【受講手数料】
3，500円（県収入証紙）

【テキスト代】
4，800円（当日販売）

【申込】
所定の申込書で、新潟県（土木部都市整備局）都市計画課にお申し込みください。

【申込期限】
1月29日（金）

【問い合わせ】
六日町土木事務所　行政係
TEL72・3952
新潟県土木部都市整備局都市計画課　都市行政係
TEL025・285・5511内線3325

建設工事等及び物品の入札資格審査申請を受け付けます

《湯沢町》

平成11・12年度に湯沢町が行う建設工事等及び物品の入札及び随意契約の協議に参加を希望する業者は、入札資格審査申請書を提出してください。

【受付期間】
平成11年2月1日～2月26日

【提出書類・添付書類】
新潟県に準じます。

※経営事項審査結果通知書は、平成10年7月1日改正の新基準に基づくものとします。

【提出・問い合わせ】
企画調整課財政係
TEL84・2212

建設工事等入札資格審査申請を受け付けます

《南魚沼郡広域事務組合》

平成11・12年度に行う入札及び随意契約の協議に参加を希望する業者は、資格審査申請書を提出してください。

【受付期間】
平成11年2月1日～2月26日

【提出書類・添付書類】
新潟県に準じます。

※経営事項審査結果通知書は、平成10年7月1日改正の新基準に基づくものとします。

【提出・問い合わせ】
総務課財政係
TEL82・0860

本格的な降積雪期になりました。雪おろし中の転落事故、屋根雪の落下等による事故に十分注意しましょう。



「キノコと食文化」について考えよう

ヤマトピア菌類研究同好会の主催により、講演とキノコ汁や写真展示などを楽しむ交流会が行われます。皆さんの参加をお待ちしています。

【日時・内容】
2月6日（土）
講演（午後1時～5時）
①野生動物とキノコ
②魚沼のキノコと将来の展望
③キノコの四季（スライド）
④異常気象とキノコの発生
交流会（午後5時～7時）

【会場】
小出郷文化会館

【参加費】
500円

【申込】
浅井伸一
TEL 0257・9・2・5159



パソコンをマスターしませんか

ウインドウズ入門講座

【日時】
2月6日（土）
午前9時～午後4時

【内容】
マウス・キーボードの操作
ワープロの初歩
表計算の初歩

【受講料】
6，500円

【申込締切】
1月29日（金）

インターネット入門講座

【日時】
2月13日（土）
午前9時～午後4時

【内容】
インターネットの仕組み
ブラウザソフトの使い方
メールソフトの使い方

【受講料】
7，000円

【申込締切】
2月5日（金）

フロントページ入門講座

【日時】
2月20日（土）
午前9時～午後4時

【内容】
Web作成の基本
テキストの入力と編集
画像の挿入と編集

【受講料】
7，000円

【申込締切】
2月12日（金）

【申込・問い合わせ】
魚沼地域職業訓練センター
TEL 72・4554

受講料にはテキスト代が含まれています。
各講座とも定員20名になり次第締め切りますので、お早めにお申し込みください。

無料法律相談

1月24日の「法律扶助の日」を記念して、無料法律相談が実施されます。お気軽にご相談ください。

【相談日】
1月22日（金）
午後1時～3時

【相談内容】
家庭に関するもの（離婚、財産分与、認知、養育費、相続等）
不動産に関するもの（借地・借家、不動産売買、隣家とのトラブル等）
損害賠償に関するもの（交通事故、医療事故、労災、慰謝料等）
その他（貸金、売買代金、給与支払、サラ金、クレジット等）

【予約受付】
1月20日（水）までに、TEL 025・222・3765へお申し込みください。
受付の際に相談担当の法律事務所名をお知らせします。

あふれるウィーンの調べ、オペレッタと名曲の数々…

ウィーン・セレナーデ

公民館及び企画調整課でチケット発売中

【日時・会場】
平成11年2月16日（火）午後6時30分開場
湯沢町公民館

【入場料】
一般2，000円・小中高生1，000円

【演奏】
ヴァイオリン：デチィデェア・ツルチャニィ
NHKニューイヤーコンサートでハンガリーNo.1のヴァイオリン奏者として紹介されています。
ピアノ：ペーター・コォツァック
コントラバス：エドワードⅡ．ヴィツヴァリィ
ソプラノ：ルイーゼ・ヴェルナー

【曲目】
チゴイネル・ワイゼン
熊ん蜂の飛行
その他



【問い合わせ】
湯沢町公民館
TEL 84 - 2460

1月23～31日救急診療当番

日	時間区分		内科系		外科系
23（土）	昼	12：00 ～ 18：00	中沢医院	TEL 73－3211	大和総合病院
	夜	18：00～翌朝6：00	大和総合病院	TEL 77－2111	大和総合病院
24（日）	昼	9：00 ～ 16：30	休日救急診療所	TEL 73－6688	休日救急診療所
	夜	18：00～翌朝6：00	六日町病院	TEL 72－7111	斎藤記念病院 TEL 73-5111
30（土）	昼	12：00 ～ 18：00	城内病院	TEL 75－2009	六日町病院
	夜	18：00～翌朝6：00	六日町病院	TEL 72－7111	六日町病院
31（日）	昼	9：00 ～ 16：30	休日救急診療所	TEL 73－6688	休日救急診療所
	夜	18：00～翌朝6：00	大和総合病院	TEL 77－2111	大和総合病院

※問い合わせ　日曜・祝日 → 休日救急診療所　TEL 73－6688
その他の日 → 魚沼消防本部　TEL 82－1211

皆さんの声をお寄せください

広聴用FAX 84・1818

※言いたいことや聞きたいことなど、何でも結構です。4月に行われる町議選に関するご意見も募集しています。（郵便も可）

お詫び

元日の広報ゆざわの4頁中に誤字がありました。お詫びいたします。

町民のうごき		町民のようす		
12月届出分		1月1日現在		前年比
出生	8	男	4,523	－114
死亡	4	女	4,616	＋6
転入	38	計	9,139	－108
転出	42	世帯	3,188	＋4

ご結婚おめでとうございます

12月25日　涌井　武　さん（中子）
（伊藤）　良美さん（栄町）



お誕生おめでとうございます

12月9日　関谷　純那（じゅんな）さん（一之町、隆治・かすみさん）
12月13日　田村　秋華（しゅうか）さん（堀切、学・芳美さん）
12月16日　森下　善文（よしふみ）さん（大島、昭紀・洋子さん）
12月20日　阿部　秀太（しゅうた）さん（駅通、正二郎・真理子さん）
12月21日　剱持　真琴（まこと）さん（土樽、一正・真奈美さん）
12月22日　南雲　耕平（こうへい）さん（田中、忠志・夏江さん）
12月25日　森下　佳耶（かや）さん（宮林、佳憲・弘美さん）
12月25日　星野　絵美（えみ）さん（上中、清治・博子さん）
12月26日　深井　知（さとし）さん（石白、静男・恵三子さん）
12月28日　山田　楓（かえで）さん（中子、泉・ひとみさん）



ご逝去お悔やみ申し上げます

12月22日　腰越　鹿之助さん（堰場、87歳）
12月24日　髙橋　榮信さん（谷地、93歳）

※戸籍に記載されている文字に類似した文字で表記する場合があります。ご了承ください。
※広報に掲載したくない場合は、届出の際に申し出てください。